

2008年(平成20年)10月11日 土曜日

氏名変更は難しい?

Q 姓名判断で「金運に恵まれず、このままではお金の苦勞が絶えない」と言われました。氏名を変えたいと思っていますが、なかなかできないと聞きました。難しいのでしょうか。

A 氏名は個人を識別する重要な要素ですから、むやみに変更することはできません。その変更手続きは、家庭裁判所に変更許可の申し立てをする方法で行われます。



本件のように姓名判断という理由だけでは客観的・社会的に「やむを得ない事由」があるとはいえず、氏の変更は困難と考えます。名の變更も、戸籍法

認められた事例として一〇七条の二によって氏の変更は、戸籍法では、珍奇・難解・難「正当な事由」が必要と一〇七条によって「やむを得ない事由」が必須とされています。もっとも、名の変更は氏に比べて社会的影響が小さい使用が必要といわれていたため、緩やかな要件とするか否かは、客観的社会的差別や精神と考慮されています。社会的にも「やむを得ない事由」があるかの「正当な事由」として認められたものとして認められたものとして

「やむを得ない事由」必要

では、珍奇・難解・難読のほか、営業上の目的から襲名する必要がある場合、永年使用して(長いほど良いですが、成年の場合は通常五年以上、子供の場合はもう少し短くても良いといわれています)、通称として通用している場合などがあります。

本件のように姓名判断という理由だけでは名の変更も困難ですが、新しい名を五年以上継続して使用したという実績があれば、永年使用により名の変更は認められる可能性があると考えます。

(弁護士 松田健太郎)